

飯能市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
飯能市教育委員会

# 目 次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理、健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」という。)第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、教育職員が健康的に働き、自分自身の能力を発揮し、授業づくりなど学校教育の質を高め、こどもたちの学びをより充実させることを目的としている。また、飯能市教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための、取組の一環として位置づける。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、こどもたちのための教育の質をさらに高めていく。

なお、本計画は、給特法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。それ以外の職員(事務職員、学校栄養職員等)については、労働基準法36条で定められた労使協定における時間外労働の限度時間が適用されることに留意した上で、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図るものとする。

## (2) 本市の現状

本市では、令和4年8月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「飯能市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を策定し、教職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内を目標として、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

これまでの取組として、教育課程の見直し、学校行事の精選、負担軽減検討委員会の設置、校務支援システムの導入、業務の適正化や出勤簿の押印廃止等を実施した。

その結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月28.9時間	19.5%	1.0%
中学校	月32.3時間	25.3%	2.4%
小中合計	月29.5時間	21.5%	1.5%

本市における教育職員の時間外在校等時間は、年々着実に減少している。しかし、月45時間を超える教育職員の割合が20%以上という課題がある。

授業準備や教材研究などの業務により多くの時間を使えるよう、校務DXの推進を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創り出す。

## 2. 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月時間外在校等時間が45時間を上回る割合を令和10年度までに0%にする
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を25時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【13日】

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
数値	14日	14.5日	15日

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる【9.3%】

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
数値	7%	6%	5%

(【 】内は令和6年度の数値)

## 3. 計画の期間

令和8年度から令和10年度までの3年間

(毎年度、実施状況の評価等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。)

## 4. 実施する業務量管理、健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ア 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・PTA、地域ボランティアなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動をさらに推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

(「3分類」②関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○学校徴収金の徴収・管理(公会計化等) (「3分類」③関係)

- ・給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、公会計化を検討する。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 (「3分類」⑤関係)

- ・学校では対応が困難な事案については、県のスクールロイヤー及び市の顧問弁護士による法律相談を活用し、専門的な見地から助言を得られる体制を継続する。
- ・指導主事を学校に派遣し、学校と連携して対応に当たることで、教育委員会の責任において当該事案等に対応できる体制を維持・強化する。
- ・学校が単独で抱え込まず、早期に教育委員会へ報告・相談できる体制を周知徹底する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・学校に対して回答を依頼する文書等の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、校務支援システムの活用による負担軽減を図る。

○部活動(「3分類」⑬関係)

- ・「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月)を踏まえ、「改革実行期間」である令和8年度から令和13年度までに段階的に部活動改革を推進する。特に、改革実行期間の前期にあたる令和10年度までに、原則、休日の部活動の地域展開を実現する。
- ・「飯能市部活動ガイドライン」を踏まえ、活動時間等の適正化(週2日以上(休養日、平日2時間程度、休日3時間程度)を徹底する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

- ・校務支援システムの機能やデジタル採点システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑰関係)

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士による小中学校への巡回支援を実施し、専門職の知見を活かした校内支援体制を構築する。
- ・教育委員会と福祉部局による生徒指導・教育相談に係る学校訪問を全校実施し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒への支援体制の充実を図る。

(2)学校における措置の推進

ア 年間総授業時数・週当たり授業時数の適正化

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に

上回って(小4以上は年間で 1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

#### イ 行事の精選・日課表の工夫

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

#### ウ 勤務時間外の対応

- ・全校設置済みの勤務時間外の留守番電話機能に加え、電話の録音機能の設置も検討を行う。

### (3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

#### ア 勤務間インターバルの確保

- ・11時間を目安とする「勤務間インターバル」の確保に取り組む。

#### イ ストレスチェックの実施と活用

- ・全教職員にストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

#### ウ 年次有給休暇の取得促進

- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

#### エ 定時退勤推奨ウィークの設定

- ・全校で定時退勤推奨ウィークを設置し、時間外在校時間の縮減に取り組む。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

### (1) 評価・公表

- ・取組の着実な実行を図るため、目標の達成状況について、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告するとともに、本市のHPで公表する。
- ・「時間外在校等時間」に係る目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムで把握する。年次有給休暇の取得状況は学校からの報告、高ストレス者の割合については本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

### (2) 学校への支援・指導

- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、「時間外在校等時間」が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

### (3) 関係機関・地域との連携

- 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局とも連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、協力を得られるよう本計画の内容について周知を行う。